

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
P.2 2026 年 <u>10</u> 月	P.2 2026 年 2 月
外国為替証拠金取引の仕組みについて P.11 (7)ロスカットの取扱い a)ロスカット 預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない<u>強制</u>決済します。 (表略) <u>※ロスカット判定は保有している通貨ペアごとの総建玉数量に応じた各区分のレートが適用されます。</u> 相場の状況によってロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあり、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。 <u>※ロスカット判定の結果、ロスカット水準を下回った場合は、お客様が保有している全てのポジションについて、当社が提示するレートで反対売買を行い、強制決済します。</u> <u>※ロスカット時におけるスプレッドは、保有している通貨ペアごとの総建玉数量</u>	外国為替証拠金取引の仕組みについて P.11 (7)ロスカットの取扱い a)ロスカット 預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。 (表略) ただし、相場の状況によってロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあり、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。

によって異なります。 ※第 1 区分の総建玉数量の場合、第 1 区分のロスカット判定時のレートで執行し、 第 2 区分～第 4 区分の総建玉数量の場合は、第 2 区分のロスカット判定時のレ ートで執行いたします。 ※法人口座は通貨ペアごとの総建玉数量に応じた区分のスプレッド適用となりま す。 ※区分の詳細についてはこちら (https://www.sbifxt.co.jp/service/index.html) b)アラーム通知 証拠金維持率が 100%及び 60%を下回った時点でアラーム通知を行ないます。 なお、アラーム通知の判定は、当社が定める方法および頻度により行い、条件に該 当した都度、マイページ内の「取引関連のお知らせ」に通知いたします。 また、メールによる通知については、1 営業日につき 1 回のみ配信いたします。 ※アラーム通知はメールでもお知らせしておりますが、当該メールは補助的な通 知サービスとして提供するものであり、その到達、完全性、正確性および即時性を 保証するものではありません。マイページ内の「取引関連のお知らせ」を適宜ご確 認いただき、ご自身の責任においてポジション管理を行ってくださいますようお 願いいたします。	b)アラーム通知 証拠金維持率が 100%及び 60%を下回った時点でアラーム通知を行ないます。
当社の概要について P.25 資本金 4 億 8000 万円(2026 年 3 月 31 日現在)	当社の概要について P.25 資本金 4 億 8000 万円(2025 年 3 月 31 日現在)
P.29 (2026 年 10 月)	P.29 (2026 年 2 月)